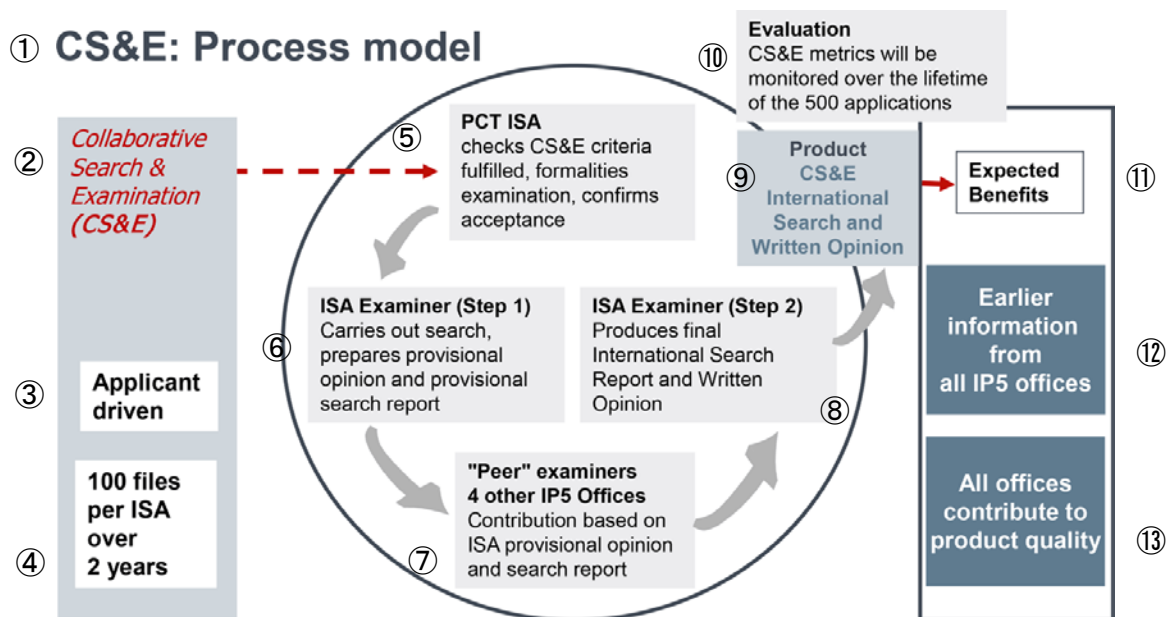


## IP5 の PCT 協働調査・審査試行プロジェクト

IP5 特許庁は 2018 年 7 月 1 日から、IP5 特許庁間で協力して取り組む協働調査・審査（CS&E）構想の検証と更なる展開を目指し、試行プロジェクトの第 2 段階に入る。「IP5 特許庁」とは、米国特許商標庁（USPTO）、中国国家知識産権局（SIPO）、日本特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）をいう。

この協働プロジェクトの使命は、「CS&E 国際調査報告書および見解書」という成果物を提供することであり、その主な利点として、出願人は参加する全ての IP5 特許庁から早期にフィードバックを受け取れると期待されている。見解書を作成する主体は、国際調査機関（ISA）として選択された参加庁、即ち「主担当 ISA」であるが、残りの 4 参加庁はその出願プロセスに貢献する義務を負う。このプロジェクトでは、正規 CS&E 成果物によるユーザーのメリット、および参加庁が期待する審査の効率化について評価が行われる。

この試行プロジェクトにおける所定の国際出願に関して、PCT 規則 35 に基づき管轄 ISA として行動する参加庁の審査官（主担当審査官）が、他のあらゆる国際出願と同様に調査および審査を行い、暫定的な国際調査報告書（仮 ISR）および見解書（仮見解書）を作成する。これらの暫定的な成果物は、ISA としての立場にある他の 4 参加庁の審査官（副担当審査官）に送付される。副担当審査官はそれぞれ、仮 ISR および仮見解書を考慮した上で、各自の調査結果を主担当審査官に提出する。主担当審査官は副担当審査官の調査結果を検討した後、最終的な ISR および見解書を作成する。



① CS&E：手続の流れ

- ② 協働調査・審査（CS&E）
- ③ 出願人主導
- ④ 2年間で各ISAが100件を担当
- ⑤ PCT ISA CS&E要件の検証、方式審査、受理の確認
- ⑥ ISA 審査官（ステップ1） 調査の実施、仮見解書・仮調査報告書の作成
- ⑦ 他の4参加庁の「副担当」審査官 ISA 仮見解書・仮調査報告書に基づく調査結果
- ⑧ ISA 審査官（ステップ2） 最終的な国際調査報告書・見解書を作成
- ⑨ 成果物 CS&E 国際調査報告書および見解書
- ⑩ 評価 500件の出願の存続期間中、CS&E 評価指標が測定される
- ⑪ 期待される利点
- ⑫ 全IP5特許庁からの早期の情報提供
- ⑬ 全参加庁が成果物の品質向上に貢献

2016年6月に始まった準備段階に続き、この試行プロジェクトの第2運用段階は、2018年7月1日に開始され、2021年6月1日まで継続する。主担当ISAはそれぞれ、2年間で100件の国際出願を受理する予定であり、協働スケジュールを守りながら、様々な技術分野に対応することを義務づけられている。

この第2段階において、WIPOは出願人の積極的な試行プロジェクトへの参加を望んでおり、直接的な誘因として追加の調査料を請求しない方針である。プロジェクトに参加する場合、出願人は同じ主担当ISAにおいて10件までしか国際出願を受理してもらえず、英語で出願しなければならない。ただし、2019年1月1日から開始が予定されている試行では、英語以外の国際出願も受理される見込みであり、その際は、各ISAがウェブサイトで発表する。試行プロジェクトへの参加を希望する出願人は、IP5特許庁の中から選択した主担当ISAまたは国際事務局に対し、国際出願と一緒に標準参加申請書を提出しなければならない。この参加申請書は、ePCTで提供されているシステムを用いて作成でき、IP5特許庁の全ての公用語により入手可能であり、WIPOのウェブサイト [www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html) にも掲載されている。

試行プロジェクトの終盤に、参加している出願人を対象として、正規CS&E成果物による出願人のメリットに関するアンケートが行われる。さらに試行の評価結果には、後の国内／広域段階におけるCS&E構想の効果の評価も含まれる。

実質的にCS&E成果物は、参加庁の連携を通して多くの補足情報を提供することにより、幅広い保護の獲得という出願人の希望を叶える情報源となるべきである。確かに主担当ISAの見解を考慮に入れる必要はあるものの、追加の調査や単一性要件を満たさない出願などに関する副担当審査官の判断は、対応する副担当ISAの標準手続に従って行われる。少なくともこれらの理由により、CS&Eは出願人に

有益な付加価値を提供するものでなければならない。